

# インフルエンザによる出席停止報告書の提出について

(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)

保護者様

山梨県立ふじざくら支援学校長

学校保健安全法により、インフルエンザに罹患した場合は、出席停止の扱いとなります。登校する際に、以下の「インフルエンザによる出席停止報告書」に保護者が記入し、学校へ提出をお願いいたします。

提出日 年 月 日

学校長様

## インフルエンザによる出席停止報告書

(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)

医師から診断・指導を受け、症状が改善するまで家庭療養しましたので、以下のとおり報告いたします。

学部・学年	小学部・中学部・高等部	年
児童生徒名		
保護者氏名		
診断名	インフルエンザ【 型】 ※型については、分かっている場合のみ記入をお願いいたします。	
診断年月日	年	月 日
受診医療機関		
発症日 (発熱などの症状が現れた日)	年	月 日
出席停止期間	年 月 日	～ 年 月 日

### インフルエンザによる発熱経過表

- 下の表の太枠内に日付と毎日の体温を記入してください。
- 解熱した日と表の①～⑤を照らし合わせて、登校可能日を確認してください。
- 出席停止期間は「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」です。

	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
①発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
②発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能		
③発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
④発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
⑤発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

- ※ この報告書は登校初日に必ず学校へ提出してください。
- ※ 御不明な点がございましたら養護教諭へお問い合わせください。